

○桜川市道路ボランティア団体支援制度実施要綱

平成29年7月13日

告示第89号

(趣旨)

第1条 この要綱は、桜川市が管理する道路（以下「市管理道路」という。）において地域にふさわしい道づくりを進めることを目的に、美化活動等のボランティア活動を行う団体（以下「団体」という。）を支援する桜川市道路ボランティア団体支援制度の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(令7告示183・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、市管理道路の団体とは、市管理道路の一定区間における、清掃、緑化等の美化活動を定期的に行うおおむね10人以上のものをいう。

(令7告示183・一部改正)

(団体の資格)

第3条 団体となることができる者は、清掃美化活動等のボランティア活動を行い、又は行おうとする自治会等の地域住民又は企業及びその従業員とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(令7告示183・一部改正)

(申出等)

第4条 団体となることを希望する者は、市長に桜川市道路ボランティア団体認定申出書（様式第1号）、構成員名簿（様式第2号）及び年間活動予定表（様式第3号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、桜川市道路ボランティア団体支援制度協定書（様式第4号）（以下「協定書」という。）により協定を締結し、その協定締結によって団体と認定する。

3 前項の協定書は、取り交わした日の属する年度の末日まで有効とする。ただし、次条に規定する協定の解消がない場合は、1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(令7告示183・一部改正)

(協定の解消)

第5条 団体は、協定の解消を希望するときは、桜川市道路ボランティア団体辞退届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、協定を解消することができるものとする。

- (1) 前項の届出があったとき。
- (2) 団体の活動が協定書の内容と異なるとき。
- (3) 団体が公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき。
- (4) その他市長が団体として不適當であると認めるとき。

3 市長は、前項の規定により合意を解消するときは、桜川市道路ボランティア団体認定解除通知書（様式第6号）により当該団体に通知しなければならない。

（令7告示183・一部改正）

（協定の対象区域）

第6条 協定の対象となる区間は、市管理道路100メートル以上とし、道路の路肩、法面、歩道及び植樹帯とする。

2 市街地等の活動で、前項の規定区間をとることが困難な特別の事由がある場合については、別途市長と協議し、市長が認定した区間とする。

3 他の補助事業による対象区域以外の区間。

（団体への支援）

第7条 市長は、次に掲げるもののうち、団体が行う活動に対し、必要と認めるものを予算の範囲内において支援する。

（1）活動に必要な消耗品等の支給

（2）団体へのボランティア保険等への加入費用

（令7告示183・一部改正）

（発展性の検討）

第8条 市長は、団体と意見交換を行う場を設けるなどし、当該制度の改善について検討する。

（令7告示183・一部改正）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年告示第47号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年告示第183号）

（施行期日）

1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の桜川市道路里親制度実施要項の規定によりなされた申出その他の手続は、この告示の各相当規定に基づいてなされた申出その他の手続とみなす。

様式第1号（第4条関係）

桜川市道路ボランティア団体認定申出書

桜川市長 様

団体名 _____
代表者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____

桜川市道路ボランティア団体支援制度実施要綱第4条の規定により、次のとおり申し込みます。

道路名 _____

区間 _____ から

_____ まで（約 _____ m）

作業内容（該当するものを○で囲む）

清掃 除草 花壇 その他（ _____ ）

添付書類

○構成員名簿（様式第2号）

○年間活動予定表（様式第3号）

様式第2号（第4条関係）

構成員名簿

団 体 名	
代表者氏名（電話番号）	
代 表 者 住 所	

番号	氏 名	年齢	住 所	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※この名簿により傷害保険に加入しますので、参加予定の方は全員ご記入下さい。

※記入欄が不足する場合には用紙をコピーして記入下さい。

様式第3号（第4条関係）

年間活動予定表

団 体 名			
代表者氏名（電話番号）			
代 表 者 住 所			
作 業 予 定 日	作業予定人数（人）	内 容	
月 日（ ） : ~			
月 日（ ） : ~			
月 日（ ） : ~			
月 日（ ） : ~			
月 日（ ） : ~			
月 日（ ） : ~			
月 日（ ） : ~			
月 日（ ） : ~			
月 日（ ） : ~			
月 日（ ） : ~			
月 日（ ） : ~			
月 日（ ） : ~			
月 日（ ） : ~			
月 日（ ） : ~			

※記入欄が不足する場合は用紙をコピーしてご記入下さい。

様式第4号（第4条関係）

桜川市道路ボランティア団体支援制度協定書

道路ボランティア団体（以下「団体」という。）と桜川市長（以下「市長」という。）は、桜川市内の道路管理について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 道路ボランティア団体支援制度は、地域住民、企業等が道路の清掃美化活動等を行い、地域にふさわしい道づくりを進めることを目的とする。

（実施区域）

第2条 本協定に基づく、管理を行う区間（以下「実施区間」という。）は次の区間とし、別添図のとおりとする。

路線名

実施区間 桜川市

地内

（ から までの約 m区間）

（実施期間）

第3条 本協定に基づく管理を行う期間（以下「実施期間」という。）は、協定締結日の翌日から翌年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに、団体から協定終了の申出がない限り、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

2 工事の発生やその他の事由により、実施期間中における本協定の内容の履行が困難となった場合には、実施期間について、団体、市長で別途協議する。

（責任分担）

第4条 団体は、道路の路肩、法面、歩道及び歩道に設置された植樹帯等の清掃美化活動を行う。

2 市長は、団体との連絡調整を行うとともに、団体が回収したごみの処理を行う。

3 市長は、団体に対して活動に必要な用具等を支給又は貸与する。

また、団体の活動中の事故等に備えた保険の加入費用を負担し、活動の対価としての金品等の抛出は、理由や名目を問わず行わないものとする。なお、詳細については別紙「桜川市道路ボランティア団体支援制度責任分担」による。

（活動の事故等）

第5条 市長は、団体の活動中の事故等に備え、ボランティア活動保険に加入するものとする。

2 団体の活動中における第三者との紛議については、団体の責任において解決するものとする。

(協定の終了及び解除)

第6条 団体が実施期間中に協定の解除を申し出たとき、協定若しくはこれに基づく責任分担に規定する責任を果たしていないとき又は市長が団体としてふさわしくないと認めたときは、協定を解除することが出来る。

(疑義の処理)

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、団体、市長で別途協議する。

以上、協定の証として本書2通を作成し、各々記名押印し、各自1通を保有する。

年 月 日

団体名

代表者住所

氏名

印

桜川市長

印

別紙

桜川市道路ボランティア団体支援制度責任分担

(作業の参加者及び回数)

1. 1) 参加者はあらかじめボランティア団体認定申出書の構成員名簿(様式第2号)により登録する。
- 2) 清掃美化作業は、協定第2条の定める実施区域の全てについて、協定第3条に定める期間中に4回以上行うこととする。
なお、気象条件その他ボランティア団体の責めに帰さない事由により作業困難な場合は、この限りではない。
- 3) ボランティア団体は、美化作業に伴い、フラワーポット等を設置しようとするときは、市と協議する。

(ごみの処理等)

2. 1) 参加者は、市の分別方法に従って、回収したごみ等を指定のごみ袋に入れ、定められたとおりに排出する。
- 2) 持ち運びできないほど大きい又は重いごみの場合は、市に報告する。
- 3) 有害又は危険と思われる物質、注射器、点滴針等を発見した場合は、必要最低限の予防措置をとり、直ちに市に連絡する。

(作業予定、緊急時の連絡及び報告)

3. 1) ボランティア団体の代表者は、活動の作業中に事故等が起こった場合には、緊急連絡系統図により、直ちに市及び関係機関に連絡する。
- 2) 気象条件等により、やむを得ず作業を中止した場合には、速やかに市に連絡する。
- 3) ボランティア団体の代表者は、年間予定作業を終了した場合は、作業報告書を作成し、3月末日までに市長に提出する。

(支給品の取扱い)

4. 1) ボランティア団体は、市から支給された消耗品等を適正に利用・管理する。

(安全の確保)

5. 1) 活動に係る安全対策については、ボランティア団体が責任をもって行い、活動を開始する前に責任者が構成員全員に安全指導を行う。活動に際しては、安全第一とし、安全対策、予防策を適切に実施する。
- 2) 参加者は、少なくとも成人1人以上を含むものとする。15歳未満の者が参加する場合には、15歳未満の者10人に対し成人1人以上が保護者として参加する。

(交通の確保)

6. 1) 参加者は、歩行者、自転車等の歩道利用者や自転車等の交通に支障を及ぼさないよう作業を行う。
- 2) 参加者は、実施区域に移動するために利用する自動車等を、交通の支障となる場所に駐車しない。

(その他)

7. 1) 参加者は、歩道及び植樹帯を道路ボランティア団体支援制度の目的以外に利用しない。
- 2) 道路には、市の許可のないものを設置しない。
- 3) 市は、道路管理上の必要その他やむを得ない事情があるときは、参加者に対し、活動に対する指示を行うことができる。

様式第5号（第5条関係）

桜川市道路ボランティア団体辞退届

年 月 日

桜川市長

団 体 名
代表者住所
氏名

年 月 日付け、協定書を取り交わした道路ボランティア団体支援制度の
ボランティア団体を辞退したいので届け出ます。

1 路線名
実施区間

2 終了年月日 年 月 日

様式第6号（第5条関係）

道路ボランティア団体認定解除通知書

年 月 日

団 体 名
代表者住所
氏名

桜川市長 印

桜川市道路ボランティア団体支援制度実施要綱第5条2項の規定により、道路ボランティア団体支援制度の関する協定を解除しますので通知します。

- 1 路 線 名
実施区間
- 2 協定年月日
- 3 協定解除の理由

- 様式第1号（第4条関係）
（令7告示183・全改）
- 様式第2号（第4条関係）
（令7告示183・全改）
- 様式第3号（第4条関係）
- 様式第4号（第4条関係）
（令7告示183・全改）
- 様式第5号（第5条関係）
（令7告示183・全改）
- 様式第6号（第5条関係）
（令7告示183・全改）